参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年１１月１０日

北九州市環境局環境国際戦略課

１　当該公募の趣旨

本業務は、北九州市が実施する海外環境企業連携促進事業（海外関係機関等招へい）の支援を行うものである。

海外環境企業連携促進事業では、市内企業等と海外環境関連企業との連携促進および新たなビジネスの創出を目的に、現地ニーズ調査や関係機関等との協議、国内への招へい等を通じて、連携候補先の調査や市内企業等とのマッチング支援等を実施している。このたび、本事業の一環として、ASEAN 諸国の日本国内における関係機関等との協力関係を構築するため、市内企業の海外展開先として関心も高い、海外３か国（ベトナム、インドネシア、タイ）の在日大使館等の関係機関職員を北九州市へ招へいし、市内の環境関連施設や企業の視察、継続的な相互協力に向けた協議等を実施する。

本業務は、これらの招へいに係る参加者及び視察先等との連絡調整、各種手配、旅程管理及び運営支援等を行うものである。

本業務の遂行にあたって、一般的な視察の手配に関する知見だけでなく、北九州市の環境関連施設や企業に関する深い知見及び海外への技術移転に関するノウハウ、および英語による円滑な折衝・対応が可能な体制を有していることが求められる。このため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても３の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、３の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

２　業務の概要

（１）業務名

令和８年度海外環境企業連携促進事業（海外関係機関等招へい）支援業務

（２）業務内容

海外３か国（ベトナム、インドネシア、タイ）の在日大使館等の関係機関職員を北九州市へ招へいし、市内の環境関連施設や企業の視察、協議等を実施するに当

たり、必要となる参加者及び視察先等との連絡調整、各種手配、旅程管理及び運営支援を委託するもの。詳細は、別紙「令和８年度海外環境企業連携促進事業（海外関係機関等招へい）支援業務公募説明書」のとおり。

（３）履行期間

契約締結日から令和９年１月２９日まで

３　応募要件

（１）基本的要件

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ　北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ　有資格業者名簿において「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ　本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（２）基本的要件以外の要件

ア　国又は地方公共団体等において、本業務と同種又は類似の業務を実施した経験又は実績を有すること。

イ　北九州市の環境関連施設、環境関連企業及び環境国際協力に関する知見を有すること、又は業務開始時までに本業務の遂行に必要な知識を十分に習得できる体制を有すること。

ウ　海外への環境関連技術やノウハウの移転、海外展開支援その他これらに類する業務を実施した経験を有すること。

エ　英語による円滑な折衝・対応できる体制を有すること。

オ　説明書記載の業務がすべて履行できる体制を有すること。

カ　ア～オについて、要件が確認できる書類が提出できること。

４　手続き等

（１）契約担当課（問い合わせ先）

住所　　北九州市八幡東区平野一丁目１－１　国際交流センター３階

担当課名　北九州市環境局環境国際戦略課

電話番号　０９３－６６２－４０２０　ＦＡＸ番号　０９３－６６２－４０２１

（２）説明書等の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間

令和８年１１月１０日から令和８年１１月２５日まで（閉庁日を除く。）の毎日、

８時３０分から１７時１５分まで

イ　交付場所

（１）に同じ。

ウ　交付方法

交付場所において配布します。

エ　交付書類

説明書、参加意思確認書

（３）参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間

令和８年１１月１０日から令和８年１１月２５日まで（閉庁日を除く。）の毎日、８時３０分から１７時１５分まで

イ　提出場所

（１）に同じ。

ウ　提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

（４）その他

ア　予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

イ　詳細は説明書による。